

令和元年9月定例会代表質問

- 1 健康都市実現に向けた取り組みについて
- 2 空き地の管理について
- 3 TNR活動等を通じた地域の絆づくりについて
- 4 議会事務局の議会局への格上げと職員体制の強化について
- 5 選ばれるまちを目指した取り組みについて
- 6 今後のプラスチックごみ対策について

Q 1 健康都市実現に向けた取り組みについて

平成29年12月に公表された、人生100年時代構想会議中間報告の第1章中に、海外の研究を基にした推計により、「日本では、2007年に生まれた子供の半数が107歳より長く生きる」とあるように、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、今や人生100年時代といわれる時代を迎えようとしています。

この人生100年を元気に活躍し続けることのできる社会を目指してライフスタイルの転換や社会システムの充実などがさかんに議論されていますが、前提となるのはあくまでも、齢を重ねてもいつまでも住み慣れた地域で健康で幸福に暮らしていくことにあると私は思います。

先般いわゆる「老後2000万円問題」が、誤ったイメージのみが拡散され、これにかこつけて、あろうことか全く制度内容を見捨ててあたかも現行の年金制度が安心の老後を送る上で欠陥があるかのような悪宣伝がなされましたが、結局その目論見も木っ端みじんに論破されたようです。

我々は、人生100年といわれる中で、今後市民生活にとって何が重要な課題であるかを真摯にそして誠実に市民の皆様が発信しなければなりません。それが、機関競争へと脱皮しつつある中核市甲府の議会の一員である我々議員の責務だと思うからです。

こうしたことを踏まえ、人生100年時代を健康で幸福に暮らしていくことができるよう、健康都市構想を打ち出した中核市甲府において今後一層取り組むべき方向性について、3点ほど質問したいと思います。

Q 1 （１）国民健康保険の特定健診の受診率向上による疾病の早期発見・早期治療への取り組みについて

日ごろからの健康づくりを行うことはもとより、疾病に罹患しても出来る限り早期に発見し治療を行えば克服が容易となることはいうまでもありません。

本市のデータヘルス計画で掲げられているとおり、医療保険の持続可能な運営のうえからも、健康寿命の延伸と医療費の抑制は表裏一体の関係にあり、疾病予防、重症化予防は医療費抑制の面でも極めて効果が大いものです。特に糖尿病が重症化した場合に陥る腎不全、人工透析をみると一人当たりの医療費は驚くべき数字となっています。

こうしたことから考えると、いかにして疾病を早く発見するか、またいかに早く治療につなげるか、は改めて申し上げるまでもなく不断に取り組むべき課題であり、そのための各種健診の受診率向上は一層力を入れて取り組むべき施策だと思います。

そこで、まず、特定健診の受診率の現状と今後の目標についてお伺いするとともに、特に糖尿病の重症化予防のために、国の糖尿病性腎症重症化予防プログラムで規定する「レセプトデータ活用」による治療中断者への受診勧奨を実施すべきと考えますがご所見をお伺いします。

A1 (1) 内藤貴弘市民部長

近年、超高齢化社会の進行や生活習慣の変容に伴い疾病構造も変化していることから、効果的な保健事業による市民の健康の保持増進に対する取り組みが一層求められております。こうした中、本市では第2期甲府市国民健康保険データヘルス計画に基づき、レセプトデータ、健診データの分析を行い、被保険者の健康課題である生活習慣病にターゲットを絞った各種保健事業を実施しております。

特に、特定健康診査の受診率向上は疾病の早期発見と早期治療のために非常に重要でありますことから、未受診者に対しての受診勧奨や追加健診の実施などに取り組み、平成28年度の受診率が31.7%、平成29年度が33%と、少しずつではありますが年々上昇しております。特定健康診査の受診率の目標値については、第2期甲府市国民健康保険データヘルス計画において、令和5年度までに39.8%を目指しているところであり、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、糖尿病・糖尿病性腎症の患者であって生活習慣の改善により重症化の予防が期待される人工透析導入前段階の方に対し、主治医と連携して生活習慣の改善指導を実施することにより、重症化の予防に効果を上げております。

また、生活習慣病の治療中断者や健診異常値を放置している方に対しましては、糖尿病や心血管病の発症予測をわかりやすく説明した医療機関受診勧奨通知を送付し、医療機関の受診を促しております。

今後におきましても、関係機関と連携し、生活習慣病の発症予防から重症化予防までを視野に入れた保健事業を効果的に実施し、医療費の適正化を推進するとともに、市民の健康の保持増進に努めてまいります。

Q 1 (2) 国民健康保険のがん検診等の申し込み方法について

がんは毎年死亡率上位にある疾病であり、検診によって早期に発見することはその後の治療に大きな影響を及ぼします。

毎年特定健診とあわせて胃がん検診などの各種オプション検診が案内されていますが、希望する受診項目を申し込むという「オプトイン」の方法が採られています。

この方法だと受診者にはオプションなので受診しなくてもいいか、という心理が働くことが懸念されます。特に肺がん検診や肝炎ウィルス検診など無料のものさえ受診しないということにもつながりかねません。

これに対して、最近では「受診したくない」ものを選ばせる、という「オプトアウト」方式を採用し、受診率向上につながったという事例があるようです。

この方式によれば、すべての検診は受けるべきものという心理に誘導することが可能となり、受診率の改善に少なからず役に立つのではないかと思います。

本市でもがん検診等の申し込み方法をこのオプトアウト方式に転換すべきだと考えますが、見解をお示してください。

A 1 (2) 樋口雄一市長

現在、日本人の2人に1人は生涯のうちにがんと診断され、3人に1人ががんによって死亡すると言われております。本市においてもがんは昭和62年から32年連続で死因順位の第1位となっており、市民の皆様にとってがんは身近な問題であり、かつ生命と健康にとっても重大な問題であります。

本市ではこれまで、がんによる死亡者数を減らすため、検診などでの早期発見、早期治療が大変重要であるとの認識に立ち、健康ガイドや本市広報誌、ラジオ番組を通じて、がん検診の周知を行うとともに、公民館等を会場とした集団健診及び各医療機関で行う個別健診の実施や、土曜日、日曜日に健診を実施しているほか、特定健康診査と同時にがん検診も受診できる体制を整備するなど、がん検診受診率向上に向けた普及啓発やがん検診を受けやすい環境整備に努めてまいりました。

しかしながら、がん検診の受診率は山梨県平均と比較しても低い現状であることから、さらなる受診率の向上に向けた取り組みを強化することが重要な課題であります。

兵道議員御提案の特定健康診査とがん検診のセットを基本に、従来の検診申し込み方法の発想を転換した、受けたくない検診を省くオプトアウト方式を取り入れた検診方法は、受診率向上に大変有効であると考えておりますので、本市におきましても、検診の実施方法について、特定健康診査とがん検診のセットでの受診などさらなる工夫を加え、オプトアウト方式によるがん検診の申し込み方法の導入に向け検討をしてまいります。

今後におきましても、多くの市民の皆様へ、がんを初めとした疾病の予防に向けて日ごろの生活習慣を見つめ直し、定期的に健診を受診していただけますよう、受診しやすい健診の実施と周知に努め、健康寿命の延伸につなげてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

Q 1 （3） 高齢者の肺炎球菌予防接種について

このことについては、昨年9月定例会で取り上げたところですが、国の定期接種の経過措置が令和5年度まで延長されることがすでに決定されているところです。

この経過措置の延長は、接種率が伸び悩んでいることが要因の一つにあることは疑いのないところであり、そのため市の助成もあり低額な費用で接種できるこの制度をより周知することは重要な課題です。

また本市では国の定期接種制度が開始する前から任意接種の独自の助成制度を行っており、国の定期接種の経過措置の動向をみながら独自の助成制度についてそのあり方を検討していく、と昨年答弁されているところです。

そこで、国の定期接種制度の周知について、更なる接種率向上のため、特に対象者への個別通知を行うべきと考えますが見解をお伺いするとともに、本市独自の助成制度を今後どうするのかその方向性について、あわせてお伺いします。

A 1(3) 深沢 篤福祉保健部長

本市では、高齢者の肺炎球菌感染症を予防することを目的として、平成18年度から独自に肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業を開始するとともに、平成26年度からは予防接種が定期接種化されたことにあわせて定期接種も開始したところであり、平成30年度末の接種率は約37%と、全国の実施率33%を上回る結果となっております。

こうした中、任意接種につきましては、定期接種が開始されたことなどから接種者数が年々減少していることや、山梨県内外においても任意接種への助成を行う市町村が減少傾向にあることなどを考え合わせ、本年度末をもって廃止することといたしました。

一方、定期接種につきましては、接種期間が令和5年度まで5年間延長され、予防接種の助成を受けることのできる機会が確保されたことを受け、定期接種対象者が対象年度に接種しやすい環境を整えるため、本年10月から、定期接種の対象者全員に制度に関するお知らせと助成券を個別に送付することといたしました。

今後におきましては、任意接種への助成の廃止を含め、定期接種の制度の趣旨等について、本市広報誌や本市ホームページへの掲載を初め、自治会連合会を通じた組回覧等により周知するとともに、各医療機関に対しましても、御案内いただけるよう働きかけを行う中で、肺炎球菌予防接種の定期接種の接種率向上に取り組んでまいります。

Q2 空き地の管理について

近年の少子高齢化や人口減少などを背景に、就職等でふるさとを離れたまま実家に戻ることもなかなか出来ず、老親が亡くなったのちに住む人がいなくなる空き家の増加が社会問題化しました。

特に老朽化した空き家が周囲に与える危険性を除去するための法制度の整備が強く求められた結果、いわゆる特定空き家について最終的に行政代執行による除却処分が可能となった空家等対策の推進に関する特別措置法が2015年5月に施行されたことは記憶に新しいところです。

これを受けて各自治体においても条例整備を行い、空き家等の適切管理・活用が所有者に義務付けられました。これによって、空き家問題への対策は一定の道筋ができ、崩壊による不安が解消されるとともに、さらに一歩進んで、空き家の利活用への機運の醸成が進むことが期待されます。

こうした空き家の対策が進む一方で、地域においてはなお空き地に関する苦情が後を絶たない状況にあります。

特に市街地での空き地の雑草や樹木の繁茂により、防犯上や防災上はもちろん、衛生面での周囲への悪影響を除去するための対応を求められることも多くなっている現状があります。

これまで、市から所有者へ適正管理の指導が行われ、一定の成果を上げていますが、中には相続未登記の状態が長く続き、登記簿上の所有者が所在不明のケースもあり、対応に苦慮している状況もあるかと思いま

す。

こうした所有者不明土地については、東日本大震災の復興事業の大きな障害要因となったことはよく知られたところであり、そのため、国の研究会で現在その利用の可能性などについて研究が進められています。

本市議会でも昨年３月定例会で所有者不明土地の利用を求める意見書を採択し、所有者不明土地の発生を予防する仕組みづくりや、土地利用のあり方の見直しなどを国へ求めているところです。

所有者不明の土地の利用についての新たな法整備が一刻も早く実現することを期待する一方で、雑草等が繁茂する空き地の隣接住民からは、なお害虫の発生等に悩まされ、かといって勝手に土地に立ち入って雑草を刈り取るわけにはいかず、また、高齢の一人暮らしのため身体も思うように動かず、何とかしてほしいという悲鳴に近いような訴えが依然として寄せられています。

利活用はともかく、せめて管理不全の状態に陥る前に現行制度のなかで何かできないか考える必要があります。

こうしたことから、管理不全の土地の発生を未然に防止することに資するため、例えば、固定資産税の納税通知等を活用して、土地の適正管理を依頼する注意喚起を行うなど、現状の制度内で可能な限りの対応を取るべきと考えますが、見解を伺います。

A2 白倉尚志環境部長

空き地等の適正管理につきましては、甲府市環境保全条例に「土地の所有者等は、当該土地が雑草の繁茂等により不適切な状態にならないように管理しなければならない。」と定めており、本市広報誌や本市ホームページによりその啓発に努めているところであります。

こうした中、空き地等の雑草に関する相談件数は、平成28年度241件、平成29年度164件、平成30年度115件であり、年々減少はしているものの、このことに悩まされている市民は多く、その対応に苦慮している状況であります。

現在、これらの御相談に対しましては、現地調査を行うとともに、甲府地方法務局等で所有者を調査し、直接訪問、電話、通知文書の送付等により雑草の除去指導を行っておりますが、当該土地の所有者が特定できず直接指導ができないなどの理由により最終的に処理していただけない事案は、全体の約3割程度あります。

今回お示しいただいた未然防止の御提案につきましては、空き地等の所有者に対する適正管理の啓発という面において有効な手段であると思われますので、速やかに対応してまいります。

3 TNR活動等を通じた地域での絆づくりについて

先般、いわゆる動物愛護管理法が改正され、動物の虐待の厳罰化、犬猫へのマイクロチップ装着の義務化、生後56日を経過しない犬猫の販売禁止などが盛り込まれました。

これまで、数回にわたる同法の改正が行われ、飼い主の終生飼養の義務化や正当な理由がない限り持ち込まれた犬猫について保健所等が引き取りを拒否できる制度の新設など、不幸な動物をこれ以上増やさないための取り組みが進められてきました。

これと併せて、飼い主のいない犬猫に関して新たな飼い主を募集する譲渡会やボランティア団体による犬猫の保護などが次第に広がり、不幸にも殺処分される犬猫の数は次第に減少傾向をたどっています。が、ゼロではありません。

殺処分の現場を実際に見たことはありません。しかし、その実情を伝える書籍等をみると、あまりにも残酷な方法によりこれまで理不尽に命を奪われてきたことに言葉も出ない程です。

殺処分ゼロに向けた苦闘を続けた熊本市動物愛護センターの取り組みはあまりにも有名です。動物愛護という看板とは正反対の業務を行っていることのジレンマに苦しむ関係職員がいたことも知りました。すべてはこれ以上不幸な動物を増やさない、という強い情熱に突き動かされた関係者の懸命な努力に、殺処分ゼロに向けた取り組みが支えられているといっても過言ではありません。

私の友人の鳥取県境港市議はこうした強い思いから超党派の議員連

盟を結成し、譲渡会の支援等の具体的なアクションを起こしています。私も大いに触発を受けています。

殺処分ゼロについてはこれまでも本会議で取り上げてきましたが、その背景には、「理不尽に生命を奪われる」現状に対する素朴な怒りがあります。

生命軽視の風潮があまりにも進んでいないか？こうした風潮が「いじめ」や「虐待」を生む遠因となっているのではないか？

凶悪な犯罪は小動物への虐待から始まると警察関係者から伺ったことがあります。今こそ「生命尊厳」の考え方を広めていくべき、この思いから動物愛護について何回も取り上げるものです。

先般私どもの会派は千葉県柏市の殺処分ゼロの取り組みを視察させていただきました。柏市は平成20年に中核市に移行、平成26年に動物愛護ふれあいセンターを開設し、動物愛護・管理の業務を行っています。

その中で何とんでも飼主のいない猫対策が大きな課題だといっておられ、これは多くの自治体にとっても同様だと思われます。

不妊去勢手術が施されないまま無秩序に個体数が増え、これに加え、単に「かわいそうだから」という安易な理由で餌やりを行い、なお一層個体数が増えるという悪循環に地域からの苦情は絶えることはなかったということです。

こうした中、最近、TNR活動という、飼主がいない猫に不妊去勢手術を施し、術後元の場所に戻しボランティア等の協力を得ながら、餌やりや糞尿の管理を行い、一代限りの生を全うさせる活動が注目されています。

不妊去勢手術のしるしとして、耳を桜の花びらのようにカットすることから、さくら猫の愛称で呼ばれ、地域での認知をいただき地域で世話をするようになれば、共生のシンボルとしての意味から「地域猫」とも呼ばれます。

柏市では、不妊去勢手術を行い、のちの餌やりや糞尿の管理を行うこうした「地域猫団体」が約70団体あり、最低3人以上いれば団体として登録でき、こうした団体に対して、不妊去勢手術費用の助成を行っています。

この取り組みによって、地域からの苦情の激減や殺処分数の激減につながっているとのこと。地域を巻き込んでいく点で、猫を介した地域での絆づくりということができ、大いに参考となりました。

6月定例会で川崎議員も取り上げておられましたが、地域づくりという切り口も大変重要だと柏市の視察を通じて改めて感じたところです。

そのためには、まず、譲渡会を行うボランティア団体など殺処分ゼロに向けて様々な活動を展開している団体が連携できる場としてのプラットフォームづくりを行うべきと考えますがご所見を伺います。

また、特に飼い主のいない猫対策としてのTNR活動は、地域猫活動への一つのきっかけとして非常に有益と考えますが、その活動はまだまだ知られていないのが現状です。

中核市移行のこの時期にTNR活動の紹介や啓発を行い、こうしたことを通じて市民意識の高揚に向けた取り組みを行うべきだと考えますが、ご所見をお伺いします。

A3 深澤 篤福祉保健部長

本市におきましては、不妊去勢手術費補助金交付制度を利用した、市民の皆様が自発的に行うTNR活動により、本年8月までに飼い主のいない猫253匹に対して不妊去勢手術が実施されてきており、猫の殺処分削減に寄与しているところであります。こうした取り組みを地域単位で推進していくためには、譲渡会の開催やTNR活動を支援するボランティア団体との連携とともに、TNR活動を含めた終生飼養などの適正管理について市民の皆様の理解を深める必要があると考えております。

こうしたことから本市では、今月23日に遊亀公園を会場として、動物愛護に対する意識醸成を図るため、山梨県愛玩動物協会と山梨県獣医師会の協力を得た動物愛護デーを初めて開催いたします。このイベントでは、犬や猫の飼い方相談やペットの健康相談などとともに、TNR活動の紹介も行う予定であり、ボランティア団体が相互に交流できるプラットフォームづくりや、市民との交流を始めるきっかけにしていきたいと考えております。

また、甲府市健康支援センターにおいても、飼い主のいない猫対策に苦慮し相談に訪れた方への助言として、TNR活動を紹介するとともに、ペットの適正飼養に関するポスターとTNR活動を紹介するチラシを作成し、自治会や関係団体に配布することで、猫の適正飼養に関する市民の皆様の理解がさらに深まるよう努めてまいります。

今後におきましても、こうした取り組みなどにより、猫の殺処分数をできる限り減らすとともに、動物愛護精神の醸成を進め、人と動物が共生できる社会の実現に向け取り組んでまいります。

Q 4 議会事務局の議会局への格上げと職員体制の強化について

中核市移行の本年4月の統一地方選で我々議員は新たな4年間の任期をいただきました。任期スタートの5月1日は奇しくも令和という新しい時代のスタートでもあり、中核市にふさわしい、また令和新時代にふさわしい議会へと市民も期待するところと思います。

私ども公明党も「次の500年に向けて 人と地域を生かす共生社会こうふを目指して」とサブタイトルをつけたこの4年間で取り組むべき重点政策プログラムを掲げ、選挙戦を戦って参りました。結果、多くの市民の皆様から負託をいただき、令和新時代の甲府市議会議員として活動をスタートさせていただいたところです。

先程の受診率向上による疾病の早期発見・早期治療の推進もこの重点政策に位置づけを行っているものです。

この重点政策の6番目の柱「中核市にふさわしい成熟した議会づくり」に位置づけした「市民との意見交換会」について現在その実施に向けた取り組みが進行中であり、また、「議員間討議など議会内での議論を促進するための仕組みづくり」についても今後議会内で提案していく予定です。

今期本市議会は、議長選及び副議長選で初めて事実上の立候補制である「所信表明会」を開催し、選任経過の見える化を実現しました。

その結果、開かれた議会を目指して「議会報告会」の導入を公約とした現金丸議長を、我々の重点政策と合致することから支持し、先に述べた「市民との意見交換会」の取り組みがスタートしました。

すべてが中核市にふさわしい、また令和新時代にふさわしい議会を目指

して、政策提言や政策条例制定を日常的に行うことのできる仕組みづくりをしようというものであり、機能の充実により機関競争にたえうる議会づくりを目指すものです。

この観点から、我々の重点政策ではさらに「議会事務局の議会局への格上げと職員体制の強化」を目指しています。

議会報告会や市民との意見交換会の実施、政策提言や政策条例の制定などこれまで以上に議会の機能充実を図る上では、議会事務局はもはや議会の事務的な部分を担うだけではなく、法制訟務など専門的な分野を担っていただくなど、今後は議員と一体的に一層市民福祉の増進のための機関としての役割を果たしていくことが期待されます。

先進自治体では、地方自治の本旨のうえから議会の重要性に鑑み、議会事務局を議会局に格上げしているところもあり、この点については事務局設置条例の改正を議会側の発議により行えば可能と解釈されるので、今後議会内で問題提起したいと考えます。

一方、職員体制の強化については市全体の職員定数管理との関係もあり、議論のあるところですが、私は議会だけで決定できるものではなく、当局との協議が必要と考えています。

現在条例定数が14名とされているところ、現員は11名であり、今後増員配置は可能ではないかと思われます。

もちろん、現在の事務局職員はその能力を遺憾なく発揮していただいていることは十分承知しているところですが、今後一層議会の機能充実が要請される中で、人員増等職員体制の強化は是非とも必要と強く要請するものですが、当局の考えをお示してください。

A 4 窪田 淳総務部長

本市職員の定員管理につきましては、社会経済情勢の急速な変化や地方自治体を取り巻く厳しい行財政環境を踏まえ、組織運営のより一層の効率化を図るため、甲府市職員定員適正化計画に基づき、中長期的な視点に立って取り組んでいるところであります。

こうした中、議会事務局の現在の職員数につきましては、法令及び条例等の調査・研究や議会活動等に必要な調査などの業務も含めた議会に関する事務を円滑に行うための必要な人員体制として設定したところであり、総務省で実施している定員管理調査の指標であります、中核市の人口1万人当たりの職員数の平均値をもとに本市の人口を当てはめて算出した数値と比較しますと、2人ほど多い状況にあります。

今後におきましても、さらなる議会の機能充実が図られるよう、専門的な知識を持った職員を視野に入れた配置に努めるとともに、職員数につきまして調査・研究を行ってまいります。

Q 5 選ばれるまちを目指した取り組みについて

人口減少局面にあって、東京一極集中を排し、地方への人の流れをつくるべく、各自治体とも地方創生に全力を傾注しています。

私もこれまで、「若者が戻ってくるまちづくり」という観点で、市内企業への就職を条件とした給付型奨学金の創設等の提言や、甲府へ戻ってきたいと思う気持ちを後押しする「ふるさとへの愛着心の醸成」、多くの人にふるさと甲府のまちづくりに関わってもらおうという関係人口の提言など、開府500年を節目としてさらに次の10年、いな500年に向けて、全国の中で「選ばれるまち」に向けていくつか申し上げてきました。

今期は先の重点施策で「若者が戻りたくなるようなまちをつくる」という目標を立て、そのために「選ばれるまちをつくる」という基本的方向性のもと、

- ・ 魅力の発掘とふるさと愛の醸成
- ・ 市民一人一人がふるさと甲府を語れるおもてなしガイドの推進
- ・ 移住定住の促進と関係人口の増加を目指した取り組みの推進
- ・ 着地型観光の推進
- ・ 回遊性の高いまちへの取り組みの推進

などへの取り組みを進めることとしました。

市長もこれまでの我々の提言に真摯に耳を傾けていただき、特にふるさと甲府を愛する心をいかに育んでいくかについては、その方向性を共有できたかと思っています。

繰り返すまでもなく、開府から500年、先人の苦闘により現在の甲府

がある、と考えた時に、こうした歴史を我々市民一人ひとりが自分史の淵源として誇りをもって次の世代に伝えていくことが重要であると思います。

そのためには、より一層甲府の魅力を発掘すること、そしてそれを宝として外からの人に対して市民が自由自在に語っていけるようにすること、こうした営みを続けることによって選ばれるまちへと成長していくと考えます。

先日、岩手県二戸市のエコツーリズムの取り組みを紹介した「地域の誇りで飯を食う」を読了しました。

お金がない、やる気がない、若者がいない、と思っていた地域で実はすごい「宝」が隠されていた。それを発見した時、それまで否定的なイメージしかもっていなかった地域が探せば必ず「宝」がもっと見つかるのではと、これがまちおこしの大きなきっかけとなったそうです。

時代もバブル経済が崩壊して何が宝か、これまでの価値観が大きく変容を遂げています。私もこれまでずっと、ひとの営みこそ地域の最も大きな宝だと訴えてきました。決してインフラ整備が全てではありません。

先の二戸市の取り組みや島根県など過疎先進地といわれる地域の取り組みを見ると、「ないものねだり」ではなく「あるもの探し」という見事なパラダイムの転換が行われ、それが成功の大きな原動力になっています。

そこで、選ばれるまちを目指して、甲府市における宝すなわち魅力の発掘を引き続き行うとともに、この「宝」を市民とともに次の世代にどのように語り継いでいくのか考えをお伺いします。

A 6 樋口雄一市長

少子高齢化や人口減少の進展により、地方自治体を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、多くの自治体が地方創生を掲げ、それぞれの地域資源を活かしながら創意工夫を凝らした取り組みを進めているところでもあります。

こうした中、私は、先般策定いたしましたこうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXTにおきまして、重点施策の1つに「故郷が好きなまち」を創るを掲げ、施策の方向性として、新たな宝創りとこうふ愛創りを位置づけたところでもあります。

新たな宝創りにつきましては、本市の地域資源の掘り起こし等を狙ったものであり、本市が有する歴史・文化等の魅力の再発見につなげるため、新たにオープンいたしました信玄ミュージアムや、そこを拠点とし周辺の史跡等をめぐる散策ルートの創出、さらには甲府城エリアの整備などに取り組んでおります。また、甲府ブランド認定制度や昇仙峡地域の活性化支援など、本市が有する地域資源に付加価値を加えることで新たな魅力の創出に発展させる取り組みも宝づくりに通ずるものであります。

こうふ愛創りにつきましては、郷土愛の醸成を目指すものであり、子どもたちが甲府について学び、伝えるラーニング・スピーチ事業や、本市の特徴を捉えた甲府市の歌の普及等を推進するとともに、人材育成の視点から、次代を担う子どもたちに夢に向かって努力する人になってほしいという願いを込めたドリームキャンパスなどに取り組んでおります。とりわけ、こうふ開府500年記念事業の1つである、私の
地域・歴史探訪事業は、子どもからシニアまで多くの市民の皆様がみずからの地域について知り、学び、そして語り継ぐ、まさに世代を超えた伝承を実践するものであります。

こうした取り組みを通じて、市民の皆様がみずからの地域に関心を持ち、その地域の魅力、いわゆる宝に気づき、深く知ることが、一層地域への愛着を深めることにつながるとともに、我がまちへの誇りを醸成し、このまちを支える人材の育成にも寄与するものと考えております。

今後におきましても、今ある甲府の魅力にさらに磨きをかけるとともに、埋もれている宝の掘り起こしに努めながら、それらをより大勢の人に伝え、知ってもらうことで甲府のファンをふやし、一層多くの方々から選ばれるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

Q 6 今後のプラスチックごみ対策について

プラスチックは、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしている有用な物質である一方、海洋に流出すると長期間にわたり環境中にとどまり、様々な問題を引き起こす一因となっています。

このため、SDGsの目標14において「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とあるように今や地球規模での重要かつ喫緊の課題として議論されています。

今年のG20大阪サミットにおいても議長国としてプラスチックごみの海洋への流出をいかに抑えるかという取り組みの方向性を各国と共有し、と同時に世界に先駆けて実効的な海洋プラスチックごみ対策を実施し、我が国のベストプラクティスを国際的に発信・展開することで世界をリードする決意を表明しています。

我が国の取り組みの方向性については、サミット開催直前の5月31日に公表された「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」において、「海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいく」ことが宣言され、今後具体的な取り組みが加速されるものと思われます。

こうした中、私どもは先般、マイクロプラスチック汚染の先駆的研究を行っている帝京科学大学の仲山教授からお話を伺う機会がありました。

プラスチック自体は本来無害だが、1) 有害分子を吸着し、食物連鎖

で生物体内に入る可能性、2) 添加物が生物体内に入る可能性、3) 添加物を含まないマイクロプラスチックそのものの影響、が問題視されています。具体的なダメージの事例は現時点では報告されていないものの、2050年には、海洋プラスチックごみの量が海中の魚と同じ量にまで増えるという予測もあります。

海洋プラスチックごみは、臨海部からのごみのみならず、河川から流入するものも考えられ、現在は検査項目となっていないことから、検出事例は報告されていないものの、仮に検査対象となれば、おそらく県内主要河川でも5mm以下のマイクロプラスチックが検出される可能性は極めて大きいと私は思います。

現在、プラスチック製容器の回収など本市においてもその適正処理に向け取り組んでいるところですが、何らかの原因でこうした正規の回収ルートに乗らず、河川等に流入しやがて海へと排出され、大きな環境問題を引き起こすプラスチックごみの可能性は否定できません。

明らかな不法投棄はもちろんのこと、例えば強風に飛ばされたレジ袋が様々な要因でマイクロ化し、用水路等を通じて公共用水域に流入することも可能性としてはあります。

地球自体の持続可能性を考えた場合、内陸部である本県でもいずれは海に注がれる幾多の大河川を有していることから、「当事者意識」を持ってこうしたプラスチックごみの対策を講じることが求められ、特に本年4月から中核市に移行し、中心部に美しい荒川が流れる本市にあつては、率先して対策に乗り出すべきだと思います。

そこでまず、マイクロプラスチックを含めプラスチックごみの対

策の重要性についてどのような認識を持っておられるのかお伺いするとともに、現在実施されている公共用水域の水質調査項目にマイクロプラスチックを加えることについて当局の考えをお聞きます。

次に、マイクロプラスチックの発生源の特定と公共用水域への流入のメカニズムの解明は今後の研究に期待するとして、現段階で目に見える形での対策として河川への不法投棄防止に向けた活動があります。

平成25年6月定例会の代表質問において、「河川愛護を通じたまちづくり」という形で、NPO法人未来の荒川をつくる会の活動を通して河川への不法投棄の防止に向けた意識啓発の必要性を取り上げたことがあります。

同法人は活動開始以来100回目の清掃を先般達成されました。私も立ち上げ以来時間の空いているときは極力清掃活動に参加させていたのですが、毎回必ずと言っていいほど葦に引っかかった状態のビニール袋があり、中には弁当のパックごみの入ったレジ袋がそのまま流れ着いたこともあります。

当時からこうしたレジ袋の不法投棄には危機感を抱いていたところであり、だからこそふるさと甲府を愛する心を育む取り組みとして河川愛護を通じたまちづくりを訴えてきたところです。

海洋プラスチックごみが地球規模での問題となっている今こそ再び河川愛護を通じたまちづくりという観点から不法投棄防止の意識啓発を行うとともに、流域自治体と連携して不法投棄防止の具体的取り組みを進めるべきと思いますが、ご所見をお伺いします。

A 6 白倉尚志環境部長

地球規模で広がる深刻な海洋汚染の原因の1つとなっているプラスチックごみについては、本市におきましても、河川を通して海につながっていることから、いわゆる3Rの推進に加え、河川への流出を防ぐための対策の重要性を認識しているところであります。

国においては、本年5月に策定したプラスチック資源循環戦略の中で、海洋プラスチック対策を重点戦略の1つとして位置づけ、さらにその具体的な取り組みを海洋プラスチックごみ対策アクションプランで示しており、新たな汚染を生み出さない効果的な対策を実施していくこととしております。

そのアクションプランの中で、環境省が河川等におけるマイクロプラスチックの採取・分析方法の検討を行うことを定めていることから、本市といたしましては、国における調査方法等に係るルールづくりの動向を注視しており、今後、国より調査方法等が示され次第、公共用水域の調査の実施について検討してまいります。

次に、意識啓発にかかわる取り組みとしましては、プラスチックごみの河川流出抑制につなげるため、プラスチックごみなどによる海洋汚染の問題を取り上げた環境学習「山と海は繋がっている。だからこそ知って欲しい物語『イルカのKちゃん』」を継続実施していくことにより、子どもたちの水環境を守り、河川を愛する心を育てまいります。

また、川に親しみ、水辺にふれあう運動として、市内一級河川を対象とした市民参加による河川清掃を各地域で年2回実施していただいております。この活動を通じて、市民の皆様は河川を生活環境の一部として理解を深めていただくことにより、ポイ捨てや不法投棄の抑制につながっていくものと考えております。

次に、流域自治体との連携につきましては、本市を含め6市1町で組織する中北地域廃棄物対策連絡協議会において、引き続き不法投棄防止に取り組むとともに、山梨県内全13市で構成する十三市環境保全対策連絡協議会の中においても、プラスチックごみに対する情報を共有するなど、流域自治体などとの連携を図ってまいります。